

# ★法人版事業承継税制★

## 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除

### 事業承継税制

後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場株式会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合、その**非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度。**

### 特例措置（平成30年～）

これまでの措置（以下「一般措置」）に、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃**や、**納税猶予割合の引上げ（80%から100%）**等が加わった、**10年間限定の措置。**

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	<b>5年以内の特例承継計画の提出</b> 〔平成30年4月1日から令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> 〔平成30年1月1日から令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	<b>全株式</b>	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	<b>100%</b>	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から <b>最大3人</b> の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	<b>雇用確保要件を未達成の場合でも猶予を継続可能</b>	承継後5年間、平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	<b>あり</b>	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

特例措置を受けるには

- ①特例承継計画の作成・提出  
**R5.3.31まで**  
※提出先：県
- ②贈与・相続等  
**R9.12.31まで**

# ★個人版事業承継税制★

## 個人版事業承継税制（平成31年～）

個人事業者の事業承継を促進するため2019年度税制改正で新たに創設された、**10年間限定**で、**多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予**する制度。

## 納税猶予の対象となる事業用資産の例

- 土地・建物** (土地は**400㎡**、建物は**800㎡**まで)
- 減価償却資産**
  - ・ **機械装置・器具備品** (例) 工作機械、パワーショベル、診療機器等
  - ・ **車輛・運搬具**
  - ・ **生物** (例) 乳牛等、果樹等
  - ・ **無形償却資産** (例) 特許権等

個人版事業承継税制を受けるには

① **個人事業承継計画の作成・提出**

**R6.3.31まで**

※提出先：県

② **贈与・相続等**

**R10.12.31まで**

	個人版事業承継税制
事前の計画策定等	<b>5年以内の個人事業承継計画の提出</b> 〔平成31年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで〕
適用期限	<b>10年以内の贈与・相続等</b> 〔平成31年 1月 1日から 令和10年12月31日まで〕
対象資産	<b>特定事業用資産</b>
納税猶予割合	<b>100%</b>
承継パターン	<b>原則、先代一人から後継者一人</b> ※一定の場合は、複数から複数も可
贈与要件	<b>その事業に係る特例事業用資産のすべてを贈与すること</b>
雇用要件	<b>雇用要件なし</b>
経営環境変化に対応した免除	<b>あり</b>
その他	<b>県への年次報告不要</b>

問合せ及び申請先：長崎県産業労働部 経営支援課 経営支援担当

TEL：095-895-2651

# 事業承継における融資・保証制度

## 経営承継円滑化法に基づく金融支援

事業承継に伴い事業活動の継続に支障が生じている中小企業者（非上場会社及び個人事業主）の申請を県が認定し、日本政策金融公庫などによる低利融資や金融機関からの借入れの際の信用保証を受けやすくする制度。

※県の認定とは別に金融機関や信用保証協会による審査があります。

### 【金融支援の類型】

	必要となる資金の類型	支援の対象者	支援形態	
			融資	信用保証
1	<b>経営を承継した後に必要となる資金</b> <b>【例】</b> ・後継者が自社の株式や事業用資産を買い取るための資金 ・後継者が相続や贈与によって自社の株式や事業用資産を取得した場合の相続税・贈与税の納税資金 ・仕入先の取引条件や取引先金融機関の借入条件が厳しくなったことにより必要となる資金（※） （※）信用保証のみ	中小企業者		○
		中小企業者の代表者 [会社]	○	○
2	これから他の中小企業者の経営を承継するにあたり必要となる資金 <b>【例】</b> ・これからM&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金	（これから他の中小企業者の経営を承継しようとする） 中小企業者		○
		（これから他の中小企業者の経営を承継しようとする） 事業を営んでいない個人	○	○
3	認定日から経営の承継の日までの間に、現経営者の保証が付されている借入れを借り換えるための資金（経営者保証は不要）	中小企業者 [会社]		○

問合せ及び申請先：長崎県産業労働部 経営支援課 経営支援担当

TEL：095-895-2651